

日野町議会定例会会議録

令和8年6月定例会議

令和8年6月24日（第5日）

開議 9時37分

散会 11時42分

1. 出席議員（14名）

1 番	錦 戸 由 佳	8 番	山 本 秀 喜
2 番	福 永 晃 仁	9 番	高 橋 源三郎
3 番	谷 口 智 哉	10 番	加 藤 和 幸
4 番	松 田 洋 子	11 番	後 藤 勇 樹
5 番	柚 木 記久雄	12 番	中 西 佳 子
6 番	川 東 昭 男	13 番	西 澤 正 治
7 番	野 矢 貴 之	14 番	杉 浦 和 人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

町 長	堀 江 和 博	副 町 長	安 田 尚 司
教 育 長	安 田 寛 次	政 策 監	縄 稚 隆 司
総 務 主 監	吉 村 俊 哲	厚 生 主 監	福 田 文 彦
産 業 建 設 主 監	嶋 村 和 典	教 育 次 長	正 木 博 之
総務課防災危機管理担当課長	岡 本 昭 彦	税 務 課 長	杉 村 光 司
企 画 振 興 課 長	大 西 敏 幸	交通環境政策課長	小 島 勝
住 民 課 長	増 田 武 司	福 祉 保 健 課 長	芝 雅 宏
子ども支援課長	森 弘一郎	農 林 課 長	奥 野 彰 久
商工観光課長	加 納 治 夫	建 設 計 画 課 長	杉 本 伸 一
会 計 管 理 者	三 浦 美 奈	学校教育課不登校対応担当課長	赤 尾 宗 一
生涯学習課長	齒 黒 香 織	生涯学習課歴史文化財担当課長	岡 井 健 司
企画振興課参事	森 島 美 徳		

4. 事務のため出席した者の職氏名（3名）

議 会 事 務 局 長 園 城 久 志 議会事務局書記 奥 村 好 美
総 務 課 主 査 星 田 拓 臣

5. 議事日程

日程第 1 議第21号から議第24号まで（町道の路線の認定についてほか
3件）および請願第5号（「食糧法」（主要食糧の需給及び価格
の安定に関する法律）の見直しをやめ国が主食の価格と需要に責
任をもち、国民への安定供給を支えに十分な備蓄を行うことを求
める請願書）について

〔委員長報告・質疑・討論・採決〕

〃 2 議第26号 財産の取得について（庁内ネットワークサーバ等機
器）

〃 3 決議案第1号 皇室の安定的皇位継承を確保するための法整備の
早期実現を求める意見書決議について

〃 4 議員派遣について

会議の概要

－開議 9時37分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりであります。

日程第1 議第21号から議第24号まで（町道の路線の認定についてほか3件）および請願第5号（「食糧法」（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）の見直しをやめ国が主食の価格と需要に責任をもち、国民への安定供給を支えに十分な備蓄を行うことを求める請願書）についてを一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 12番、中西佳子君。

12番（中西佳子君） 皆さん、おはようございます。それでは、令和8年6月定例会議総務常任委員会の報告をさせていただきます。

去る6月16日午前8時57分より総務常任委員会を開催いたしました。委員全員と、執行側より堀江町長、安田副町長をはじめ、関係各課職員の出席の下、町長、議長の挨拶を受けました。

本委員会に付託の議案は1件であります。

議員全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

議第23号、財産の取得について（庁内ネットワーク無線化機器）を議題といたしました。

委員より、有線ネットワークからの切替え期間中、住民サービスの影響や職員の業務内容も含め、懸念される問題点はないか。執行側より、庁舎1階から4階までの各部屋でWi-Fi工事を実施する。屋根裏工事もあるが、町民の来庁や通常業務に支障が出ないよう事前にスケジュール調整を厳密に行い、安全管理を徹底して進める。

委員より、来庁者のスマートフォンなどにアクセスポイントが表示されるかなど、外部へのセキュリティー面はどうなっているのか。執行側より、今回整備するのは高度なセキュリティーが要求される行政専用ネットワークであり、職員の業務専用である。アクセスポイントは暗号化され非表示設定となるため、一般のスマートフォンやパソコンのWi-Fi一覧には表示されない。インターネットとは物理的、論理的に分離され、最新、最高レベルの暗号規格を搭載している。

また委員より、機器自体が認証の鍵となるため、機器の管理が今まで以上に重要になる。職員に対する管理の徹底はどのように行うのか。執行側より、無線化により庁舎内どこでもパソコンが使えるようになる。専用W i - F i 以外にはつながらないため情報漏えいリスクはないが、持ち運びができる分、紛失や破損がないよう、町民の資産として大切に扱うよう職員に徹底するとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、質疑を終了し、討論に入りました。討論なく、討論を終了し、採決に入りました。

議第23号、財産の取得について（庁内ネットワーク無線化機器）の採決を行い、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託がありました議案は審査が終了しましたので、町長より挨拶を頂き、暫時休憩の後、調査研究に入りました。

企画振興課より、自治会の活動、運営について、町で進めていることとして、令和6年度から自治会活動に関するアンケート、進取のまちづくりフォーラムの開催、自治会へ依頼している役の見直し、補助金の見直しと、また、「いま、私たちができること2025」の冊子の作成。この冊子は、自治会で話し合うときの材料にできるよう作成したものなどとの説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

委員より、なぜ役をやらないといけないのか実感がない方とギャップがある。また、ボランティアで回れることもあるのではないかと。現自治会で70年間やってきた。行政区の区割りも考える時期に来ているのではないかと。うまく高齢者も関わる地域づくりを地区の区長さんが集まって協議し、共通課題を町に伝えることが大事。役の見直しについては、町から依頼した役に限定せずやってほしいなどの意見があり、行政からは、ボランティアについては、実行委員も各地区選出が難しく、ボランティアを募る地区も増えている。行政区の区割りについて、今は議論上に上がっていないが、急に変えると混乱が生じるため、バランスを考えつつ今後考えたい。役の見直しについては、関係団体と実情を共有して進めたい。また、自治会費負担に関しては、未加入や脱退のもとになるという話もあるので、負担を抑えるために何かできないか検討を進めたいなどの答弁がありました。

以上で調査研究を終了し、その他として委員会の議員間討議の持ち方や団体との意見交換について協議を行い、午前11時15分に委員会を閉会いたしました。

以上で総務常任委員会委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、産業建設常任委員長 13番、西澤正治君。

13番（西澤正治君） それでは、産業建設常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

6月16日午後2時より、第1・第2委員会室において開催させていただきました。委員全員と杉浦議長、オブザーバーで出席をしていただき、執行側より堀江町長、

安田副町長、政策監、嶋村産業建設主監、杉本建設計画課長、奥野農林課長、ほか
に参事、補佐などに来ていただきました。なお、傍聴者として2名の方が聞きにこ
られておりました。

2時に開会し、町長挨拶、また、議長に挨拶を頂き、本委員会に付託されました
案件は1件と請願1件であります。

議員全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

議第21号、町道の路線の認定についての質疑に入りました。

委員より、新設道路は町道認定になるということだが、東西に伸びている175メー
トルのみの町道になるのか。答弁として、こども園整備により、図書館北側の農道
について代替道路として、新たに町道として整備するものである。わたむきホール
虹の北側に町道出雲川自転車道線が伸びており、その続きとして今回の区間を町道
認定とするものです。

委員より、こども園の動線として、送迎時には五、六十台の車になると思われま
すが、送迎車が対向することができない道路であり、一方通行にするとか、どこま
で強制力があることができるのか。答弁として、道路使用については、一定整理し
ていく必要があると考えており、事前に保護者側に対してお知らせをしていく。計
画されている道路は道路幅員が5メートルと聞いており、スムーズな利用は困難か
もしれないが、注意すれば通行できるものと考えている。

また委員より、川側にガードレールや歩道などの安全対策の設置はされるのか。
答弁として、出雲川側のガードレール設置は、河川管理者と協議する中で設置でき
ないと回答を受けており、必佐小学校や必佐幼稚園付近に設置しているものと同様
の転落防止柵を設置していく。

他に質疑なく、討論なく、採決に入りました。議第21号は、全会一致で原案どお
り可決するべきものと決しました。

町長に挨拶を頂き、説明員交代により1分間の休憩に入りました。

続いて、14時26分に再開し、請願第5号、「食糧法」（主要食糧の需給及び価格
の安定に関する法律）の見直しをやめ国が主食の価格と需要に責任をもち、国民へ
の安定供給を支えに十分な備蓄を行うことを求める請願書について、紹介議員より
説明を受けました。

続いて、2時34分より、奥野農林課長より概要説明を受けました。その後、2時
35分より、農林課吉田主任により詳細な説明を受け、質疑に入りました。

杉浦議長より、今回の法律見直しは、生産者、町民に対してどのような影響があ
るのか。執行側の答弁として、届出事業者の拡大について、年間20トンを超えて
販売している方が対象となり、換算すると約40ヘクタールの経営をされている方と
なります。当町において該当する方は数名程度です。また、民間備蓄制度の対象と

なる10万トン以上の一定規模の民間事業者に対しては、町内ではないと考えられます。

委員より、この制度が変わることにより、日野町の農家や事業者に対してどのような影響があるのか。執行側の答弁として、今回の法制化されることにより大きな混乱が生じることは少ないと考えている。今後、どのような影響が考えられるのか注視していく必要がある。

委員より、需要に応じた生産について、政府がコントロールすべきであると考え

る。委員より、請願書の内容として、高騰していた米価も暴落していると記載があるが、消費者にとっては暴落というほど米の価格が安くなっていないと感じている。備蓄制度の見直しや需要に応じた生産の促進については、これまでの米騒動に応じて流通するように改正されることから、意見書の内容には検討が必要と考える。

紹介議員より、災害が起きたり不測の事態が起こったりしたときに、国民の食糧は大丈夫なのかという観点で考えなければならない。このことから、今回改正には不安を覚える。

委員より、よりしっかり備蓄をして、よりスムーズに流すことが国会で議論されている。これは賛成側も反対側も同じ目的を持って議論していると思う。執行側の答弁として、国の政府備蓄を補完をする意味合いであり、現在、これに向けた民間備蓄の実証実験が行われているということでございます。

次に委員より、請願書の内容に対して、請願者の考えはあるものの、昨年の米の需要に対してスムーズな流通ができなかったことがあり、今回の法改正になったことと考える。作物は自然に影響され、受注生産ができないため、流通をスムーズにしていくことが必要であり、その観点から今回の法整備も必要であると考え

る。ほかに質疑なく、討論に入りました。請願第5号に対する討論でございます。賛成討論が2名、反対討論が2名あり、15時36分に採決に入りました。起立少数のため、請願第5号、「食糧法」（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）の見直しをやめ国が主食の価格と需要に責任をもち、国民への安定供給を支えに十分な備蓄を行うことを求める請願書については不採択すべきものと決しました。

15時37分に説明員交代のため10分間の休憩に入りました。

続いて、調査研究、町道、県道等の移管、認定についての質疑に入りました。吉澤主任から概要説明を細かく受け、国道477号三十坪、石原区間のバイパス工事、2つ目に蓮花寺区間バイパス工事について、3件目に三十坪、内池間のバイパス工事、4件目に佐久良間の工事、5件目に八日市一部と石原鳥居平線の一部の交換、6件目に主要地方道土山蒲生近江八幡線についての詳細な説明を受け、調査研究を行いました。

15時59分に質疑を開始し、杉浦議長より、今回この調査研究を提案された趣旨は何かという、委員会に質問を頂きました。副委員長より、道路においては、今説明があった経過により町道、県道の移管が行われているが、継続して維持管理を行っていただけるかを議論する必要がある。道路を維持していくためには、橋梁などの大型構造物の管理も必要となる。町の姿勢としても、路線の移管の経過など、当局だけでなく議員側も理解し、交付金の要求や、場合によっては昇格を要望する必要があると考え、今回の調査研究としたものである。

委員より、土山蒲生近江八幡線の這い上がり付近の安全対策はどうなっているのか、また、通学路の安全対策の点検は。いろいろ質疑、質問がありました。委員より、這い上がりの箇所については、以前から側溝改修の必要があった場所であり、町道への移管に伴って整備が進むことにより、さらに大きなメリットがあると考え、危険箇所が少なくなるように努力してほしい。

議長より、県道日野徳原線と町道内池水口線のうち、山上木材からラウンドアバウトまでの区間が重複区間となっており、県と町とどちらが管理することになっているのか。建設計画課長より、重複箇所については県道が上位路線となっており、上位路線の県が管理することになっている。

16時25分、調査研究を終えました。

その後、委員より、委員間討議の時間について、次回の定例会議から、始まる約30分前ほどに委員間討議をすることが大事であるということを申し述べられました。

16時29分、委員会を終了いたしました。

以上で委員長報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、予算決算特別委員長 9 番、高橋源三郎君。

9 番（高橋源三郎君） それでは、令和 8 年 6 月定例会における予算決算特別委員会について報告いたします。

去る 6 月 15 日午後 2 時より、第 1・第 2 委員会室にて予算決算特別委員会を開会しました。令和 8 年度日野町一般会計補正予算（第 1 号）ならびに令和 8 年度日野町一般会計補正予算（第 2 号）を審査することとしました。

出席者は、議会側からは委員全員とオブザーバーとして議長に出席いただきました。また執行部側より、町長、副町長をはじめ、政策監、主監および関係する課長や参事、職員の出席を頂きました。

はじめに、町長および議長より挨拶を頂き、その後、付託のあった 2 議案について審査に入りました。審査を行うにあたり、執行部側より説明を受け、質疑を行い、質疑終了後に討論を行い、その後、採決を行うことについて異議がないか確認したところ、異議なしとの声を頂きましたので、そのように進めることにしました。

まずはじめに、議第22号、令和8年度日野町一般会計補正予算（第1号）を議題とし、特定財源を除いた歳入と歳出では、総務費、民生費、農林水産業費について審査をしました。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳入の一般財源については議員全員協議会で説明を受けていますので、歳出から入り、第2款・総務費、第3款・民生費、第6款・農林水産業費およびこれらに伴う特定財源ならびに第2条、地方債について担当課長の説明を求めました。

なお説明にあたっては、委員長への発言許可は省略して、予算書の歳出の記載順に担当課長からの説明を求めました。

説明の後、質疑に入りました。

委員より、担い手育成対策事業の地域農業構造転換支援事業について質問があり、2つの経営体から申請とのことだが、この事業は地域計画に位置づけられた担い手が対象になると考える。令和2年の国勢調査では農業従事者は509人とあり、この事業の担い手は多いのか、それともハードルが高い事業なのかとの質問に、農林課主任より、対象者は地域計画に位置づけられた農業者で、認定農業者は約60名、認定新規就農者は3名、農業組合法人は9法人で、農業従事者のうち対象者は限定される。ハードルは比較的高い事業と考えている。地域計画の実施に向け、取り組んでいただく農業者を支援していくものとの答弁でした。

別の委員より、財政管理事業の予算査定システム導入について質問があり、これは県内では日野町が初めてで、効果がまだ証明されていない中で、なぜ今回の補正予算なのか、その根拠を尋ねられ、また次に、福祉医療の資格確認がオンラインでできることについて、事務的効果と利用者の利点について質問がありました。総務課主任より、システム導入について、財政担当の負担軽減と効率化が図ることが期待できるとの答弁でした。また、住民課課長補佐からは、事務的効果としては、医療機関からの資格確認照会や受給資格者データの正確性の向上が考えられる。利用者の利点としては、受給券を忘れてもマイナンバーカードで受診できるという利便性が図れるため、医療機関での迅速な資格確認が可能になるとのこと。また、過誤処理の手間も省略できるとの答弁でした。

次に、別の委員より、近江米振興対策事業の2市2町の負担割合について質問があり、農林課主任より、本事業は国と県の補助金があり、さらに加速化支援の強化として2市2町の負担金がある。全体事業費の3.3パーセントが市町の負担分で、各市町の負担金は近江八幡市が約146万円、東近江市が約700万円、日野町が約75万5,000円、竜王町が約103万5,000円となっており、各施設の利用者の割合に応じて案分されているとの答弁でした。

同委員より、日野町は大規模農家が多く、カントリーを利用せず自宅でもみすり

をされている農家もある。ＪＡで一元集荷・販売をすると米価の安定につながるのではないかという発言がありました。

また議長からは、近江米を振興するにあたって、他市町では農振除外がかなり進められているが、日野町は真面目に守っていて、地域振興が遅れていく。日野駅前のＪＡ西支店が６月に移転され、駅前の建物が解体されることとなっているが、例えば、学生の学習スペースのために活用するなど、地域振興のために活用されるよう知恵を出し合ってほしいとの要望が出されました。

別の委員より、担い手育成事業について、申請された２社のことについて確認したいとの質問に、農林課主任より、１社は農事組合法人でトラクターの購入を予定されている。もう１社は個人の経営体で、色彩選別機の導入を予定されているとの答弁でした。

ほかに質疑なく、議第22号の質疑は終了しました。

続いて、議第24号、令和８年度日野町一般会計補正予算（第２号）についてを議題とし、審査は特定財源を除いた歳入と、歳出は民生費として福祉保健課課長より説明を受け、福祉保健課参事より追加資料についての説明を受け、そして質疑に入りました。

委員より、障害者グループホーム整備事業については、行政だけでなく、計画段階から事業者も一緒に参画していると思うが、議会には予算化されたとき、または決算のときにしか分からない。計画が発足した時点から、厚生常任委員会を通じて、議員、議会も進捗を知る、もしくは議会から意見を求めることができないかとの質問に、福祉保健課参事より、事業や地域のニーズを把握する中では、グループホームの整備や定員増が求められていることを町が把握し、町としても県に計画を出している。県へは毎年計画を上げているが、採択されるか分からないために、議員の皆さんへお知らせするのが交付決定後となってしまふ。総合計画にあるとおり、生まれ育った町で生き生きと暮らせるようにするというのは大きな目標の１つであるので、計画に基づき、具体的に進める状況であればお知らせさせていただくとの答弁でした。

同委員より、先日、さくら工房の内覧会に行き、必要性を感じ、本事業についても大切な事業だと認識している。県での採択が分からない段階でも厚生常任委員長に声をかけてもらい、早い段階から議会でも一緒に考えていける体制が取れたらと考えるが、可能かとの質問に、福祉保健課参事より、計画があることは把握している。相談はできると考える。今回、わたむきの里の要望については、町長も県に出向き、補助金の採択について要望されている。今後、厚生常任委員長に相談させていただくとの答弁でした。

別の委員より、今回補助を受ける予定の法人、特にさくら工房はどのような団体

か知らない人が多いが、まずは法人の活動について説明が欲しいとの質問に、福祉保健課参事より、わたむきの里福祉会はエコドームの農業の活動などを通じて、皆さんとも接点がある。さくら工房は、国道307号沿いの安部居地先のコンビニ跡地に事業所があったが、今回、中在寺のJA跡地に移転された。特定非営利活動法人滋賀自閉症研究会たんぽぽが運営されており、自閉症やコミュニケーションに障害がある本人とそのご家族を、生涯にわたる安定した環境構築のために支援しておられる。平成8年度から活動を開始され、強度行動障害の方を主に支援する生活介護事業所である。町内には、このような強度行動障害の方に対応したグループホームが現在1か所あるが、不足している状況であり、今後検討するものであるとの答弁でした。

同委員より、先にそうした説明が欲しかった。今回の整備で定員はどうなるのかとの質問に、福祉保健課参事より、現在44名の定員が、今回の整備で、さくら工房は10名の追加、わたむきの里は5名の追加で計59名。計画の51名を上回っているとの答弁でした。

別の委員より、さくら工房の内覧会に参加した際に、職員から費用面について法人の持ち出しを聞いた。今回の補助金で対応できるものなのかどうか。福祉保健課参事より、さくら工房については、事業所を移転され、土地を購入され、生活介護の事業者も立ち上げられた旨の説明があり、グループホームも十分に運営していけると判断されていると聞いている。なお、JAの跡地は作業所で、その隣の土地にグループホームを建設される予定であるとの答弁でした。

別の委員より、それぞれの事業所の職員の確保状況はどうかとの質問に、福祉保健課参事より、福祉業界全体で人手不足が課題で、町も一番心配している。わたむきの里福祉会もキーパーの確保にご苦労いただいております、さくら工房もまた確保されていない状況。よって、今後、町として相談に乗っていききたいとの答弁でした。

ほかに質疑なく、15時7分、質疑を終了し、討論なく、採決に入り、採決では、2議案とも全員賛成により可決すべきものと決しました。

町長挨拶の後、15時11分、閉会となりました。

以上で予算決算特別委員会の報告といたします。

議長（杉浦和人君） 続いて、諸般の報告を行います。

厚生常任委員長 4番、松田洋子君。

4番（松田洋子君） 厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

6月17日水曜日午前8時58分から、第1・第2委員会室で行いました。出席者は、福田厚生主監、芝福祉保健課課長と各担当課の課長補佐と主任の方と議員8名の委員が出席しました。

今回の厚生常任委員会では付託案件はなかったので、調査研究から始めました。

調査研究の内容は、町から社会福祉協議会の委託事業についてです。執行部より説明を受けた後、質問を行いました。

まず委員から、公民館のマーじゃん等の活動について質問があり、長寿福祉課から、介護予防事業として男性運動教室等を委託しているほか、公民館では自主的な活動も行われており、いずれも介護予防につながっていると説明がありました。また、脳トレについては、手指の運動や発声を通じて脳と体を連動させる取組であるとの説明がありました。

次に、若者やひきこもり支援の不足についての意見がありました。社協のみでは対応が難しいため、今年度から日野里山フリースクールに委託し、子どもや保護者の相談支援を開始したと。地域福祉計画でも若者支援の強化が求められており、今後、計画に反映していく方針が示されました。また、民生委員との連携については、代表者会議を通じて情報共有を行っているということです。ひきこもりの把握に向けては、民生委員さんの3年間の任期があるんですが、3年目にアンケートを実施しているということで、地域のひきこもりの方を把握しているということでした。

地域共生推進担当が福祉保健課と統合された影響についてという質問があり、担当課から、業務集中が難しくなった一方、子ども家庭センターや地域生活支援ネットワークとの連携が強化され、町全体で支援体制を重ね合わせるメリットが生まれているとの説明がありました。

また委員からは、いろんな会議体の多さや役割の重複についてはどうなのかという質問に対して、社協内部会議も含まれていること、既存会議体の活用を基本とし、重複するものは統合も検討するとの方針が示されました。

独居高齢者の突然死や老老介護の課題について質問されました。サロン等への参加が孤独死の長期放置防止につながることで、老老介護は今後の研究課題であること、また、担い手確保には他の世代との連携が必要であると認識が示されました。また、緊急通報システムは現在も運用され、昨年度22人が利用しているということです。

次に、生活保護相談体制については、社協に新たな相談窓口を設置している。町の窓口は従来どおりであることと、生活保護受給者は135世帯202人であることが報告され、訪問支援は口座振込化により接点が減少したが、県、町、社協が連携して対応しているという説明がありました。また、外国籍住民への支援では、言語の壁が大きな課題となっていると報告されました。

次に委員から、サービス付き高齢者住宅を造る予定はあるのかということで、その回答については、サービス付き高齢者住宅では、住所地特例により費用負担の仕組みが変化しているが、次の施設入所時には町負担となるので課題が残ると報告されました。

以上のとおり、地域福祉の課題は多様化しており、関係機関の連携強化の支援体

制の充実が引き続き重要であるということを委員会で認識しました。

それから次に10分ほど休憩して、担当課の方は帰っていただき、その他のことで話し合いました。

1つ目は議員間討議のやり方についてを提案し、次に、もう1つは町内団体との意見交換会について、その話し合いをしました。それで厚生常任委員会を終了しました。

これで委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、議会広報常任委員長 2番、福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） それでは、令和8年6月定例会議における議会広報常任委員会について報告をいたします。

去る6月8日に、議会広報常任委員会を開催をしました。出席は7名の委員全員、オブザーバーとして議長、事務局にも出席いただき、今回は8月発行予定の議会だより第36号の編集体制を中心に、幾つかのポイントについて議論をしました。

議会だよりについては、全24ページの構成。第36号は農業をテーマにし、表紙には町内各小学校にご協力を頂き、子どもたちと農業との関わりを表現し、特集ページには農業従事者の方々をピックアップした記事を予定をしています。編集方針を組む中で、先日、住民の方から頂いた議会だより誌面へのアドバイス、ご意見などについても検討を行いました。引き続き、定期的な編集会議を重ね、委員、事務局で協力しながら、住民目線の紙面づくりを目指していくことを確認をしました。

そのほか、先月5月12日からスタートした、町内各公民館にご協力いただき実施をしている議会PR企画についても、今後の日程確認を行いました。

10月23日までの約半年間、展示企画を通じて、地域住民の皆様の日野町議会をより身近に感じていただくことができるよう周知を進めてまいります。

引き続き、住民の皆様からのご意見を反映をさせながら、広報研修や勉強会の実施を通じて議論を深め、積極的な広報活動を展開していきます。

以上、令和8年6月定例会議、議会広報常任委員会の報告とします。

議長（杉浦和人君） 次に、地域振興対策特別委員長 3番、谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） それでは、私から令和8年6月定例会議における地域振興対策特別委員会の委員長報告を行います。

本委員会は、4月22日および6月17日に第1・第2委員会室において開催し、委員長である私と錦戸副委員長はじめ全委員、ならびにオブザーバーとして杉浦議長が出席いたしました。

両日とも、まず前回までの議論を振り返りました。日野町では人口減少への対応が大きな課題となる中、特に若い女性の流出が顕著であることから、その要因や必要な対策について検討を進め、委員会で実施したアンケート結果を基に議員間で検

討を重ね、若い女性が子育てや仕事、日々の暮らしについて将来像を描きにくい状況があるのではないか、また、その状況を改善するためには5つの視点が必要ではないかという仮説を導き、その5つの視点は、1、働き方や就労支援の強化、2、子育て支援の施策の利用しやすさの向上、3、地域とのつながりや若者の居場所づくりの充実、4、生活環境や交通環境の改善、5、情報発信の強化および相談体制の一元化であるというところまで共有しました。

一方で、町には多くの施策や事業が存在することから、今回は、主にグループワーク形式により、現在実施されている事業の検証を行いました。グループワークでは、5つの視点に関連する事業を抽出し、その内容や効果について、担当課長や担当者の方にも同席いただき、検証を行いました。

4月22日は子ども支援課所管の4事業、そして商工観光課所管の3事業。6月17日は福祉保健課所管の9事業と生涯学習課所管の2事業、合計18事業を対象とし、委員を2グループに分けて検証を行いました。

2日間にわたる検証の結果を端的に申し上げますと、日野町は決して子育てしにくい町ではなく、若い女性が子育てに関して不安を抱えないための事業や現代の働き方に関する悩みの解決につながる事業など、多様な取組が実施されていることを確認いたしました。しかしながら、それらの事業の見せ方や届き方、使われ方には、なお改善の余地があり、その部分が若い女性の不安解消や安心感につながる機会を十分に生かし切れていないのではないかと結論に至りました。

今後は、各事業において何が不足しているのか、また何が必要であるのかについて、委員会としての考えを整理、取りまとめた上で、その結果を基に住民の皆様との意見交換会を実施し、町には何が足りないのか、何が必要なのかを共に考えてまいります。そして、その意見を事業改善や政策提言へつなげることで、全員参加の特別委員会の動きとして、若い世代が将来に希望を持ち、安心して暮らし続けられるまちづくりに寄与してまいりたいと考えております。

以上、地域振興対策特別委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、議会力向上特別委員長 8番、山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） それでは、私のほうから日野町議会令和8年6月定例会議における議会力向上特別委員会の委員長報告を行います。

この議会力向上特別委員会は付託案件のない委員会で、日野町議会の議会改革をより進めていくために積極的に議員間討議を行い、課題解決に向けて、決めて、結果を出していくことを重きに置いている委員会でございます。

本特別委員会は6月18日午前8時59分から、委員長の私山本および谷口副委員長、そして委員全員が出席し始めさせていただきました。その内容を報告していきます。

まず1つ目、議員の成り手不足改善に向けて、議員報酬の改善に向けては、今年

度中に報酬審議会への提言をしていくことをまず打診していく、このことを事務局で進めてもらうこととしています。この件に関しては、議長より、この議員報酬の改善については、全国町村議長会においても、各町村でも、年1回、報酬審議会を開催する提言をしていっているという報告があったことを皆さんで共有いたしました。

それと、3月定例会議から引き続いて、女性が働きやすい環境づくりとして、オンラインで参加できる環境整備について検討していきたいと提案をさせていただき、委員から、Z o o mは無料版だと会議時間が制限されるため、事務局の1つのアカウントだけを有料版を取得して運用すれば、機能も制限されず、参加者は無料なので影響がないとのことで、結果、事務局と調整しながらZ o o mでテスト運用していく方向で進めていくことと決めさせていただきました。

2つ目、議会報告会の取組については、6月9日に地方公共団体政策支援機構、渡辺氏からのアドバイスを頂いたことを報告。委員の皆さんと協議の結果、若干、方針転換をしていくこととしました。当初の報告会ではなく、地域振興対策特別委員会で議論されているテーマとし広聴していくための意見交換会として、現地開催を2回、オンライン開催を1回、対象者を若者、女性とし、開催していくこととしました。開催時期は10月の予定で、時間は19時30分から21時くらいが妥当ということ。そして、大事なこととしては公聴した後のフィードバック、これをきっちりしていくことをみんなで確認しながら決めていきました。

3つ目、予算決算における資料フォームの改善については、現状、予算決算の資料と総合計画とK P Iとの関連性が分からない。予算時に使う主要施策の概要、取り組む主な事業と決算時に使う主要施策の成果、決算資料等があり、予算と決算の比較が分かりにくいといった課題があります。また、新規事業においても詳細が分からないという問題がございました。これらを改善していくために執行側と調整を進め、新しいフォームを検討していることを報告しました。

委員からは、主要施策の概要は分かりやすく目的も明確だが、主要施策の成果は到達点が見えにくい。新フォームは現状を把握しやすいが、目的や目標が伝わりにくい。主要施策の概要の決算版があると分かりやすい。監査委員の意見も聞いてほしい。質問しないと理解できない部分も多く、予算と決算の比較や戦略の評価が重要。各部署との計画や新規事業は個別に進められ、全体の戦略や進捗状況の把握が難しいなど、多くの意見が出され、さらに検討していくこととしました。

次に、3月30日に実施しました兵庫県養父市との合同研修会については、結果を報告書に上げて今後の活動に生かしていくこととし、今年度は養父市から日野町に来たいという話も頂いていることを共有させていただきました。

次に、私たちの議会力を向上させる取組については、6月9日に地方公共団体政

策支援機構、渡辺氏による研修会で、午前中に常任委員会の活性化、午後については、広報についてを学びました。次回のテーマは、本会議での質疑のことについて学べないか相談していくこととしました。組織団体との意見交換会は、総務常任委員会では防災士さんとの意見交換会を9月に予定、産業建設常任委員会では滋賀県農政連盟日野支部と、厚生常任委員会では社会福祉協議会の皆さんと意見交換会を進めていくことを各委員長より報告を頂きました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に6月26日、あさってです、福島県石川地方町議会議長会、8月18日には、通年議会導入検討のため、三重県東員町議会が日野町の議会改革の視察をしたいと申入れがあり、受け入れる予定があることをお伝えさせていただきました。

続いて、6月定例会議を振り返ってでは、加藤議員の一般質問の1問目について、執行側の答弁漏れがあったと。議会の中でのやり取りとしておかしかった。質問にはしっかりと答えていただくよう依頼すること。また、適切でない発言が見受けられた。いま一度、細心の注意を払っていただくようお願いしたいとすることを共有させていただきました。

このように、終始活発な議論、意見交換の場となったことを申し添え、午前11時23分に閉会いたしました。

以上で、日野町議会令和8年6月定例会議における議会力向上特別委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 以上をもって、各委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、産業建設常任委員長報告に対する反対の討論を行います。

請願第5号、滋賀県農民組合連合会日野支部から提出されました、「食糧法」（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）の見直しをやめ国が主食の価格と需要に責任をもち、国民への安定供給を支えに十分な備蓄を行うことを求める請願書を

不採択すべきものと決しました産業建設常任委員長の報告につきまして、これに反対をし、請願の採択を求める立場から討論を行います。

請願第5号は、23年産米の不足から始まった米の価格高騰とその後の備蓄米放出、輸入米買入れなどの流通市場の変動によって、今度は米が暴落するというような、生産者も消費者も不安と困惑を抱えるような状況を政府は食糧法の見直しによって乗り切ろうというふうにしたのですが、この改正案では政府の役割がますます後退している。このことに対して、本来あるべき国の米政策を求めた、そのような請願でありました。

この請願は、16日の産業建設常任委員会に付託をされ、請願者も傍聴する中で熱心な討議が行われました。この議論の中では、令和の米騒動では備蓄米が速やかに市場に流通せず、いわゆる目詰まりが起こったのだから、民間備蓄を行うことによって流通ルートが広がって目詰まりが解消されるのなら、それでよいではないかというような方向で議論が進んだように思っています。

請願者の本意は、備蓄をはじめ、本来あるべき米政策に立ち返ることを求めたものです。戦争中から続いていた食糧管理法が1995年に廃止されて以来、国民の主食である米の生産や流通、価格の決定に至るまで、政府の役割がどんどん後退をしていきました。今回の改定案では生産調整の規定がなくなり、どれだけ作るかは生産者が自分で市場の動向を予想し、作付をする。これがいわゆる需要に応じた米生産であって、市場原理に即して生産者が米を作る。たくさん作って、価格が下がって売れなくてもそれは自己責任だ、こういう方向がいよいよ強められているのであります。だから、こういう見直しはやめて、生産調整など米政策に国は責任を持つべきだ。こういうのが請願項目の1つ目でした。

2つ目の民間備蓄の制度導入に関わる今回の制度見直しについても、今まで以上に国の責任を放棄する、そういったものです。今後起こり得るであろう大規模災害や有事に対する備えに、国が責任を持って国民の食生活を保障する。別の言い方をすれば、これは食料自給率を高めるということですが、そういう視点が全くなく、保管に困る米の備蓄は民間に依頼をし、不足すれば輸入すればいいではないか、このようなスタンスに受け取れます。委託された民間業者は、従来の在庫分に加えて備蓄用のスペースを設けることになるのですが、その区別は判然となされるわけではなくて、本来の備蓄としてローリングストックされていくのかどうか疑問が残ります。食料自給率38パーセントという事態の中で、米生産者の保護・育成、国民の食生活の安定の確保、ほかならない食べる物の生産や備蓄に関わる問題は、国イコール政府が強く責任を持つべきであります。

そういう観点から願意の妥当性を判断し、請願をしっかりと受け止めていただくよう改めてお願いをいたします。よって、産業建設常任委員長の報告にありました請

願書の不採択ではなく、趣旨に沿って、請願第5号の採択をお願いするものであります。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ありませんか。

7番、野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 私からは、委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、この請願に対して委員会の中で確認を取られましたが、食糧法の見直しをやめよという願意でいいかというような確認があり、そうであるというようなことでしたので、私のほうからは、この食糧法に関しては欠点といいますか、足りない部分があって令和の米騒動が起きたという認識ですので、改正が必要であるというふうに考えております。なので、今回の請願についての委員会での不採択というところに賛成であります。

まず、令和の米騒動の原因について、先ほど加藤議員もおっしゃられましたが、目詰まりが起きて米が足りなかったり、または高騰したり、また暴落したりというようなことが起きているということで、これの原因というのを国のほうでも当然、課題を解決していかなければいけないので話し合われているというふうに認識しています。これの原因の一番大きなところが、流通量なり備蓄量なりが民間でどのようになっているかを国がつかめなかったということが一番大きな点であって、なので、備蓄米をどのぐらい、いつ放出すればどうなるかみたいなのが、ある種うまくいかなかったために価格が上下動したと。そこに対して、今回はやはりこのままでは消費者にとって不具合があるよねということで、消費者が安定した価格で購入できるように、また、米の流通量がなくなるなんてことがないように、国としては、流通量や備蓄量をちゃんと把握しようというようなことがこの法改正によって行われるというふうに認識しております。なので、そのような方向での見直しというものは当然必要であるということで、恐らく国会の中では、この必要な部分の見直しは必ずあるというふうにどの党も思っているというふうに私は認識しております。

そこに対して、あと、生産者に対してどのように手当てをしていくかというものは、当然さらに見直しであったりというものは僕は必要だと思っておりますが、今回の食糧法の見直しに関しては、令和の米騒動が起きた原因を解消するものであるということに対して、私は改正をしていくほうがよいと思っておりますので、委員長報告に賛成であります。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

8番、山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） それでは、ただいま野矢議員から賛成の立場で討論がございま

したので、若干論点を絞って、再度、反対の立場で討論を行いたいと思っています。

野矢議員からは、国の食糧法の見直しを実施することによって、見直しの意図は、欠点があつて足りない部分を補完すると。それから、原因を国はちゃんとつかめていなかったのも、今回の食糧法の見直しで、このままでは不具合が出るので必要な見直しは必ずあるということをおっしゃっていました。

振り返ってみますと、昨年の在庫不足による米の高騰で大きな社会問題になりましたが、米価は30年前に戻っただけで、その間、人件費や肥料、農薬などの経費は倍以上になった事実はあります。私たち日野町の農業のように、中山間地を多く占める水田は、特に採算が取れないと言いつつも、先祖代々、農地を荒らさないために守り続けてくれている高齢農業者のおかげで成り立っているという事実は忘れてはならないと思っています。

近年、不作でもないのに複数年にわたるお米の不作がじわりじわりと効いてきて、一部でお米の買占めが起こり、政府による備蓄米の放出遅れ、物流の乱れで需給コントロールが不能になったと私は考えております。それで、今を見ても、お米の卸業者さんの在庫が多く、あと2か月もすれば令和8年度産の収穫時を迎え、困惑しているという話題も多く聞くようになりました。また、令和の米騒動によるお米の価格の高騰により、お米離れが起こっているのではないかと考えています。

そしてもう1つ、民間による外国産米の輸入の増加です。日本産のお米離れが進んでしまったのではないかと非常に心配しております。私はこの点を大きな問題だと思っています。このような状況下で、需要に応じた米生産を実施してよいものなんでしょうか。ここのところは、国がきっちりと責任を持って需給コントロールを行うことが求められるのではないのでしょうか。

この食糧法の改定の方角は、市場原理に任せ、お米の生産を不安定化させかねない事態に陥ると私は考えています。この請願は、こうした状況を見過ごせないとする日本の農業に対する危機感の表れだと私は認識しております。

よって、委員長報告に対しては反対、本請願に対しては賛成の立場の討論とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

12番、中西佳子君。

12番（中西佳子君） 私は、委員長報告に賛成、請願に反対の立場で討論をさせていただきます。

ただいま反対討論にもございましたけれども、令和の米騒動ということで、本当に国民の主食となる米が店舗からなくなって、大変な混乱というふうになりました。そしてそれに向けて、今回の改正は国の責任を放棄するもの、そしてまた、さらに

市場原理に任せて米の生産と流通を不安定化させかねない見直しであるというような反対討論がございましたが、国が責任を持つための改正だと私は理解をいたしております。

なぜならば、今回、令和の米騒動と言われ、米が店舗からなくなったということで、どこでどのような目詰まりが起こっているのかということを国も調べてはいましたが、なかなかその原因というものも解明できなかったというような状態でございました。それが、しっかりと不測の事態に国民に米が届くような改正をしていこうというようなものであるというふうに思っております。

なぜならば、法律案の概要を見ておりますと、生産者の減少による供給不足に加えて、需要の増加による供給不足にも対応できるような備蓄を目指すというところがございます。そしてまた、政府備蓄に加えて、一定民間の事業者さんにももちろん協力を頂きながら、不測の事態にしっかりと政府が対応できるような改革をしていくというところがございますので、しっかりと国民、そしてまた生産者にも害のないようにしっかりとした改革を進めていこうというような改革であるというふうに思っておりますので、私はこの改革について賛成の立場でございます。

したがって、請願には反対という立場を取らせていただきます。

以上、討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第21号から議第24号まで（町道の路線の認定についてほか3件）については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第21号から議第24号まで（町道の路線の認定についてほか3件）については、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第21号から議第24号まで（町道の路線の認定についてほか3件）については、委員長報告のとおり、原案可決と決しました。

続いて、請願第5号、「食糧法」（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）の見直しをやめ国が主食の価格と需要に責任をもち、国民への安定供給を支えに十

分な備蓄を行うことを求める請願書について、採決いたします。本請願に対する委員長報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立少数－

議長（杉浦和人君） ご着席ください。

起立少数であります。よって、請願第5号、「食糧法」（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）の見直しをやめ国が主食とする価格と需要に責任をもち、国民の安定供給を支えに十分な備蓄を行うことを求める請願書については、不採択と決しました。

日程第2 議第26号、財産の取得について（庁内ネットワークサーバ等機器）についてを議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） それでは、追加提案の説明をさせていただきます。

日程第2 議第26号、財産の取得について（庁内ネットワークサーバ等機器）。

本案は、庁内ネットワークサーバ等機器を更新取得するため、去る6月19日、事後審査型条件付一般競争入札を行い、8,800万円をもって日本ソフト開発株式会社代表取締役社長、蒲生仙治の落札と決定しましたので、地方自治法第96条第1項第8号および日野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

ここで暫時休憩いたします。なお、休憩中に議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には委員会室にお集まりをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

－休憩 10時53分－

－再開 11時10分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

2番、福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） それでは、私からは議第26号、財産の取得について（庁内ネットワークサーバ等機器）について、5つ質問をさせていただきたいと思います。

まず、金額は8,800万ということで、非常に大きい金額の機器更新になるかなと思うんですけども、5つちょっと大きなポイントをお聞きします。

まず1つ目、一番はやっぱセキュリティの担保をどのようにされるのか、まず1つお聞かせいただきたいと思います。それから、2つ目は業務停止、ダウンタイムの最小化ということで、工事期間等どのような予定をされているのか、住民の方への影響も含めてお願いします。それから3つ目、一応サーバーを変更しますと、フロアの変更など、将来的に庁舎内の体制を変えるときとかに対応できるのかどうかお聞かせいただきたいのと、4つ目、工事中、当然、外部人員の方が庁内に入ってきてられます。そういった方の管理、安全管理等はどうかされるのか。それから最後5つ目ですけども、更新ということになるんですけども、恐らく機器は最新型になると思います。そういったところで、従来型とどのようなメリットが出るのか。

以上5つ、お聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 2番、福永晃仁君の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） ただいま質問を頂きましたので、順番に答えさせていただきます。

まず、1つ目のセキュリティの担保でございますが、今回の調達についてはセキュリティソフトも同時に購入するということになってございますので、そちらのほうで担保をさせていただきます。

2つ目の業務の停止でございますけども、現行のシステムが影響のないように、サーバーを空いているラックのほうに順次入れ替えていくというような作業になるかなと思いますので、特段、業務が停止をするというようなことは、業務の時間中には起こらないように、土日等を使いながらさせていただくというような形になると予定をしております。

3つ目のフロアの変更でございますが、あくまでサーバーの機器の入替えだけです。現状ではフロアが変更になるということは想定しておりません。

4番目の人員、いわゆる納品にかかったり設定にかかったりする、要は作業を頂く方の管理、安全管理でございますが、当然のことながら、設置等につきましては、工程等を管理させていただきながら、こちらのほうでも監督させていただくというような形になりますので、その辺は抜かりのないように進めてまいります。

5点目の更新でございますけども、サーバーについては、一応5年に1度のサイクルで更新をさせていただいているというところでございますので、そのような形で進めさせていただきます。形的にはサーバーラックという棚がございますので、そちらのほうに収めるような仕組みになっていますので、形が変わらないものが置き換わるというようなイメージをしていただいたらいいのかなと考えております。

機器の最新になるメリットというところでございますけども、当然のことながら、

最新のウィンドウズで動くような環境になってくると思いますので、新しい環境に適合したような機器になるということになりますので、その辺はセキュリティーとかそういう部分が古いのに比べて新しい形になりますので、その部分がメリットでないかなと考えております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） ご答弁いただきました。

ほぼ全て内容のほう把握させていただきました。1つだけ再質問させていただきたいですけど、3つ目のフロアの変更の話で、ちょっと私が思っていたのが、今現在はあるラックに新しいものを入れていくということですけど、今後、例えば体制を変えるときにフロアを変更したりするときに、今のラックは簡単に、簡易的に移動できるものなのか、もう1回そのサーバーが基準になってフロアを考えなければならないのか、そこら辺で将来性とかはどうですか。お聞かせください。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） 再質問を頂きましたのでお答えさせていただきます。

フロアの変更ということでございますが、平成27年、28年頃やったと記憶していますが、庁舎の耐震工事をさせていただいたときに、電算室のほうを3階のほうに移動させていただいているという経過がございまして、そちらのときに、いわゆる耐震ということで、サーバーラックが崩れないように、その辺の対策もしてきたところでございまして、今回、冷却をするスペースというところにサーバーが入ってございまして、ほかのフロアに移そうと思うと、それなりのいわゆる耐震の対策と冷房とか、そういう機器を保全するための仕組みというのを構築する必要がありますので、なかなか簡単に移せるものではないのかなと思っておりますので、現行、今のある場所の中で工夫しながら入替えをしていくというような形になると考えております。

議長（杉浦和人君） ほかにございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第2 議第26号、財産の取得について（庁内ネットワークサーバ等機器）については、委員会付託を省略し、直ちに討論を行い、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

議第26号、財産の取得について（庁内ネットワークサーバ等機器）について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第26号、財産の取得について（庁内ネットワークサーバ等機器）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第3 決議案第1号、皇室の安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書決議についてを議題といたします。

決議案の内容はお手元へ配付のとおりであります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

11番、後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） ただいま議題となりました、皇室の安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

皇室は、長い歴史と伝統を受け継ぎながら、日本国憲法に定める国民統合の象徴として長年にわたり国民に寄り添い、その役割を果たしてこられました。私たち日本人にとって皇室は単なる制度ではなく、日本の歴史や文化、そして国の安定そのものを支えるかけがえのない存在でございます。その皇室を将来にわたって安定的に維持していくことは、今を生きる私たち世代の大きな責任でもございます。

しかしながら、現在は皇族数の減少が続いており、このままでは、皇室の活動そのものを将来にわたって安定的に支えていくことが難しくなることが懸念されております。この問題は決して遠い世界の話ではございません。また、先送りしてよい問題でもございません。将来の日本の姿に関わる大変重要な国家的課題でもございます。

こうした中、国会では、衆議院議長および参議院議長の下で、各党、各会派による協議が重ねられ、女性皇族が結婚後も皇族の身分を保持すること、そして、旧宮家の男系男子を養子として皇族に迎えることの2つを柱とした立法府の総意がまとめられ、政府へ提出をされました。長年議論されながらも前に進まなかった課題について、ようやく具体的な法整備へ向けて動き出した、まさに重要な局面を迎えております。だからこそ、この機会を逃してはならないと考えます。

本意見書は、特定の立場や考え方を主張するものではありません。また、皇位継承の在り方そのものについて、地方議会として結論を示そうとするものでもありません。そうではなく、皇族数の減少という現実に向き合い、この問題を政争の具とすることなく、超党派で責任ある議論を進め、一日も早く必要な法整備を実現していただくよう国会および政府に強く求めるものでございます。

私たち地方議会の役割は地域の課題だけではなく、国の将来に関わる重要な課題についても、必要なときに必要な声を届けることであると考えております。

皇室の未来を守るとは、日本の未来を守ることにもつながります。次の世代に安定した皇室の姿をしっかりと引き継いでいくためにも、今こそ、国において責任ある決断がなされることを強く願うものでございます。議員各位におかれましては、本意見書の趣旨をご理解いただき、ご賛同、ご採択賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、後藤議員の提案の意見書について、反対の立場で討論させていただきます。

皇室典範を改正して皇族の数を増やすということであるならば、基本は、やっぱり憲法に基づく改正となるべきだというふうに私は考えています。憲法は第1条から第8条までが天皇についてです。憲法の一番最初の部分に天皇のことが出てくると。その中では、天皇は国民統合の象徴であると、このように書かれています。それにのっとって考えるならば、まず1つは、男性に限るということは書いていないわけですね。

男性に限るということが書いてあるのは皇室典範ですね。皇室典範の第1条には、男系の男子が継承するということが書かれています。この皇室典範第1条というのは昭和22年に改正された、戦前のもので、戦後、憲法にふさわしくない、戦後の社

会の中でふさわしくないというものを部分的に改正した、そういうものなんです。したがって、戦前の色彩の残っているものというふうに考えられます。そういう中でつくられたその皇室典範を、この時期に改正しようということ自体は悪いことではないというふうに私は考えています。ただ、さっきも申しましたように、改正をするならばあくまでも憲法に基づく改正であるべきだと。それから、国会でそのことが論議されて、立法府の総意というふうに言われているんですけど、立法府の総意というのに、どの新聞等を見てもかぎ括弧がついています。だから、完全に総意ではないわけです。立法府の中でも反対をしている、そういう意見がある。まして、それが国民多数ということになれば、この立法府の総意と国民の総意は大きくかけ離れているというふうに考えられます。

つい先日ですが、6月22日付の毎日新聞の1面に世論調査の結果が出ています。その記事はどういう記事であったかという、養子案反対32パーセント、賛成28パーセント。つまり、ここで言われているような養子については、これは皇室典範そのものが養子を禁止している。だから、そういう意味で、旧宮家の男系男子を養子にするという案については、皇室典範を改正しないとあかんわけですね。そのことについて反対だという意見が賛成だという意見よりも上回っている、これまず1つ目ですね。

それから、毎日の世論調査では女系天皇の問題も取り上げています。これかなり大きなあれです。以前、朝日新聞が女性天皇はどうかという、そういう世論調査を出していましたが、これも圧倒的に多数が女性天皇を認めるべきだ。今回の毎日の調査は、女系天皇も女性天皇も認めるべきだというのが40パーセント、女系天皇は反対だけれど女性天皇は賛成だというのが33パーセント。両方合わせると73パーセントあるわけです。つまり、今のジェンダー平等の時代に女性天皇はいいじゃないか。ネット等をご覧になったらもう分かるかと思いますが、愛子さんを天皇にという意見がもうすごく多いんですよ、愛子天皇待望論というのがいっぱいある。そういう中でこういうような意見書を出すことが果たしてふさわしいのかどうか。そういうことを考えたときに、日野町議会がこのような意見書を出すことについては、私は反対をいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

12番、中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、私は皇室の安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

現在、政府では、皇族数減少に対応するため皇室典範改正への法制化が進められています。先般、衆参両院の正副議長により、各会派の見解を踏まえた立法府の総意が取りまとめられました。また一昨日には、政府においては皇室典範改正案の骨

子を発表されたところです。

皇室の安定的な継承を確保することは、国の将来にとっても国民にとっても重要なことであると私は考えます。今後も国会において議論を深められ、国民の理解が得られる皇室典範の改正になるように望むものです。

皇室の安定的な皇位継承と皇室活動の維持を図るため、十分な議論の上、皇室典範の改正が実現するよう要望するものでございます。

以上、賛成討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ありませんか。

8番、山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 私は、再度反対の立場で討論をさせていただきます。

今言われましたように、今、政府のほうでは皇室典範、皇族の数を確保するための法案が優先度を高くして、ようやく立法府の総意というものが示され、政府に提出されたということで、政府のほうも最優先で取り組むということは言われており、私もこのことについては理解いたします。

ただ、皇室や皇族数の確保に関するこの問題は非常にセンシティブで、人によってはいろいろな意見があるのも事実だと思います。非常に静ひつな環境の中で議論を進める必要があると思いますので、地方議会から事を急がせるような意見書の提出は少し好ましくないのではないかと。滋賀県内のほかの5町でもそういうことはしていないということを確認させていただきました。

これは、政府において真摯な議論をしていただく。そういうことを求めるものだと思います。よって、本意見書案に対して、反対の立場の討論とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ありませんか。

2番、福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） それでは私からは、皇室の安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書に賛成の立場で発言をさせていただきます。

今ほど、皆さんがそれぞれ賛成・反対で意見を言われたところは私も同じ思いで、今の現実、事実としては、皇族数の確保に向け、改正案の要綱案を衆参両院の正副議長に示し、大筋で了承されたということ、これが1つ立法府の総意であるというふうなところが、今後、25日には与野党13党会派の責任者でつくる全体会議に提示をするということで、今国会中に成立させたいという考えだということになっております。皇室の在り方に関しましては、これ、改正案としましては、必要があれば30年ごとに見直しが行われるという附則に記すという形もついております。

それぞれいろんな考えがあるとは思いますが、今回の意見書の趣旨、これをもう一度見てみました。一番の趣旨は、皇室の安定的な皇位継承と皇室活動の維

持を図るために、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな議論を進め、今特別国会において皇室典範の改正を実現するように強く要望するというのが、私は一番趣旨があるかなというふうに思っております。ですので、その中身、当然、国民の総意というところはあるんですが、超党派による真摯かつ速やかな議論を進めというところに私はこの意見書の意味を見いだしておりますので、この意見書に賛成の立場としての発言とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第1号、皇室の安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 多 数 —

議長（杉浦和人君） ご着席ください。

起立多数であります。

よって、決議案第1号、皇室の安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書決議については、原案のとおり決することに決しました。

本意見書は、日野町議会議長名において政府関係機関宛てに送付いたします。

日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ配付の議員派遣表一覧表のとおり議員を派遣することといたしたいと思っております。なお、派遣の変更および緊急を要する派遣の場合は議長において決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（堀江和博君） 6月定例会議の終わりに際しまして一言ご挨拶を申し上げます。

山々の木々の緑が日増しに色濃くなり、夏らしい風景が町内一円に広がってまいりました。

議員の皆様におかれましては、1日の開会日以降、本日追加提案いたしました案件も含め、本定例会議に提案をいたしました案件について、慎重なる審議を経て全

議案可決を頂きました。厚く御礼を申し上げます。また、一般質問や各委員会では様々なご意見、ご提案を頂戴したところでございます。今後のまちづくりに生かしてまいりたいと考えております。ありがとうございました。

さて、依然として続く物価高騰は町民生活や地域経済にも影響を及ぼしております。現在、国において進められている新たな物価高騰対策の動きを注視しており、本町といたしましても、国の補正予算などの財源を最大限に活用し、必要な支援をお届けせねばならないと考えております。準備が整い次第、速やかに議会にお諮りし、実施をしてまいりたいと考えておりますので、引き続きのご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今後の予定でございますが、7月5日には滋賀県知事選挙が行われます。県民の暮らしの向上、安全・安心と地方自治の発展にとって大切な選挙でございます。活発な議論が繰り広げられ、県民の良識ある審判につながることを期待しているところでございます。

そして、続いてはこれからの町の取組でございます。姉妹都市提携を結んでおりますブラジル連邦共和国エンブ市からの招聘を受け、7月8日から17日にかけて、12年ぶりにエンブ市へ友好親善使節団を派遣をさせていただきます。今回の訪問を機に友好の絆が一層強まり、次世代につながる交流がますます発展していくことを期待しているところです。

7月18日からは、南比都佐地区を皮切りに、順次各地区の行政懇談会に出席をさせていただきます。各地区からの要望に対し、進捗状況や改善に向けた方策を示させていただくとともに、各地区懸案となっている地域課題などをお聞かせいただき、そのテーマについてワークショップ形式で意見交換をさせていただく箇所もございます。地域の課題解決に向け、活発に意見を出し合い、少しでも前に進めるよう努力をし、地域の皆さんと行政が共につくるまちづくりをできる、そんな場としたいと考えております。

そのほかにも、各地域団体では、これから夏本番に向け、様々な催しが計画されていることと存じます。議員各位をはじめ、町民の皆様の格別のご支援、ご協力ならびにご参加を頂きますようお願いを申し上げます。

また、この時期には大雨による災害の発生しやすい梅雨時期に入ってきております。梅雨明け後の盛夏期に必要な農業用の水等を蓄える重要な時期でもございますが、集中豪雨などによる水防対策には万全を期してまいりたいと考えております。

もうしばらく蒸し暑い日が続き、梅雨明けとともに本格的な夏を迎えることとなりますが、議員各位におかれましては、健康には十分ご留意を頂きまして、各方面でますますのご活躍をご祈念を申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 6月1日から本日まで、諸案件の審議ならびに調査研究に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

さて、地方議会における議員の成り手不足は喫緊の課題であり、その解決に向け、全国町村議会議長会では、国の関係省庁に対し様々な要望活動を展開しております。私も全国町村議長会副会長として、4月28日には黄川田地方創生担当大臣と面談し、地域未来交付金の拡充のほか、議会費について地方交付税の拡充について要請をしまいいりました。

また、5月27日に開催されました都道府県会長会では、議員の成り手不足解消に向けた町村議会議員の処遇改善に関する決議を採択いたしました。決議内容は、低額な議員報酬の改善に向けた地方交付税の拡充、特別職報酬等審議会は毎年度の開催、地方議会の議員の厚生年金加入など、若者、女性の幅広い政治参加がかなえられる体制づくりであります。議員数が欠けることは、住民の意見が町に届けにくくなるだけでなく、また、議会の監視機能の低下や多様な意見が行政に反映されなくなるなど、結果として、住民が願う町政、まちづくりが実現しにくくなる危険性もあります。

当議会におきましても、議会改革、議会力向上を重ね、住民の皆さんの期待に応える議員活動の展開をお願いしたいところでございます。住民福祉の向上や活気あるまちづくりを推進するとともに、いずれ議員を志していただくような方々が増えるように、議会一丸として取り組んでまいりたいと願っております。行政また議員各位、住民の皆さんの深いご理解を賜りますようお願い申し上げます。

梅雨期になりまして、いろいろと暑さも厳しく予想されますが、また、台風、集中豪雨などを懸念される時期となります。議員各位におかれましても、健康には十分ご留意され、議員活動にそれぞれの立場でご精励を賜りますよう心からお願いいたしまして、以上をもちまして、本日の会議を閉じ、令和8年6月定例会議を終了いたします。

一同起立、礼。

一 起 立 ・ 礼 一

一 散 会 11時42分 一

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 松田 洋子

署名議員 山本 秀喜